

第 2 0 回
東京地方裁判所委員会
(平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日開催)

東京地方裁判所委員会（第20回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成21年11月24日（火）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 荒井勉，池田修，追川誠，大谷晃大，唐津恵一，菊池洋一
斎藤義房，柴田寛之，島田一彦，田頭章一，田村浩子，中野良一
濱田和男，深澤信夫，藤田和之，丸山陽子，村瀬均

（事務局） 丸山忠雄東京地裁事務局長，柴野正博東京地裁民事首席書記官，
稲垣誠也東京地裁刑事首席書記官，橋本健東京簡裁事務部長，
継田剛史東京地裁総務課長，秋守良彦東京地裁総務課専門官，
青木砂絵子東京地裁総務課庶務第一係長

第4 議題

「裁判員裁判の実施状況について」

「民事通常事件の動向について」

第5 配布資料

1 裁判員裁判の実施状況に関する説明資料

(1) 全国における裁判員裁判の実施状況について

- ・ 裁判員裁判の実施状況について（資料2-1）
- ・ 統計データの集計結果について（平成21年8月，9月分）（資料2-2）
- ・ 「裁判員制度の運用等に関するアンケート」（平成21年8，9月調査報告書）
（資料2-3）
- ・ 裁判員経験者に対するアンケートの自由記載例（資料2-4）

（以上は，11月17日に最高裁判所で開催された裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会で配布された資料）

(2) 東京地裁における裁判員裁判の実施状況について

- ・ （第1表）裁判員裁判対象事件の罪名別新受人員

- ・ (第2表) 選任手続の概要
 - ・ (第3表) 裁判員裁判の判決等一覧表
 - ・ (参考) 記者会見についての新聞記事
- 2 最近の民事事件(通常事件)の動向(レジュメ)
 - 3 東京簡易裁判所の民事通常事件の動向に関する表

第6 議事

1 新任委員の自己紹介

新任の追川誠委員, 島田一彦委員, 田頭章一委員, 深澤信夫委員, 藤田和之委員から自己紹介があった。

2 裁判員裁判の実施状況について

村瀬委員(東京地方裁判所刑事部所長代行者)から, 全国における裁判員裁判の実施状況について, 配布した資料(資料2-1から2-4まで)に基づいて説明がなされた。

続いて, 当裁判所における裁判員裁判対象事件について, ①事件の係属状況(10月31日現在の新受人員数は本庁69人, 立川支部42人であること等), ②選任手続に関する状況(裁判員候補者の出頭率が高い水準にあること, 調査票や質問票の内容を検討し, 裁判員候補者についてあらかじめ呼出をしない措置を取り, 既にした呼出を取り消すなどして, できるだけ国民の負担を少なくするようにしていること, 辞退は比較的ゆるやかに認められていること等), ③審理・評議・判決書に関する状況(判決書の記載は以前より詳しくなっているようであり, そこには判決書の中に評議の経過, 判断のプロセスを具体的に示そうという意味が感じられること, 今までは量刑を争うだけの事件であったが, 今後, 争いのある難しい事件について判決書の中に評議の内容をどれだけ反映させられるかが課題であること等), ④分離・併合に関する問題(共犯事件では, 併合して審理すると, 裁判員が被告人によって異なる証拠関係を区別して判断することには困難が予想され, 他方, 分離して審理すると, 目撃者や被害者の証人尋問を何回も実施しなければならなくなる可能性があることや, 被告人ごとの刑の均衡を保つことが難しいこと等の問題があり, 今後, どのように運用していくかが課題であること等), ⑤記者会見の状況(1号事件では裁判員等の感想などが詳細に報道されていたが, すばらしい記者会見であったこと, 部総括裁判官の共通の感想として, 裁判員が皆すばらしい方々であったこと等)について説

明がなされた。

以上に引き続いて、概要以下のような意見交換が行われた。

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

- 性犯罪事件については、被害者のプライバシーの保護が図られるようにしていただきたい。
- 最初の性犯罪事件の裁判員裁判は青森であったが、法廷で犯罪行為を詳細に述べたことについては批判もされたことから、最近は犯罪行為態様については黙読に代えるなどしているようである。法廷では被害者の氏名や住所などの特定事項は明らかにされないように配慮されているが、検察官は、被害者に対しては、捜査のときに、今後の事件の処理の流れなどについて詳細に説明している。
- 裁判員裁判が各都府県で行われているところであるが、その経験について、裁判官の間でどのようにしてどの程度共有されているのか。また、裁判員の記者会見への参加が少なくなってきたと記者は体感しているようであるが、裁判長は、記者会見への出席について、裁判員に対してどのようなかたちで声を掛けているのか。
- 裁判員裁判に関する運用のノウハウを裁判官の間で共有する方法については、月数回開かれる裁判長の連絡会などで意見交換がなされるほか、年数回開催される刑事部研究会においても裁判官同士の情報交換がなされている。裁判員等の記者会見への参加の募り方については、裁判所としても裁判員が記者会見に参加して率直な意見を述べてもらうことは望ましいと考えており、そのような考えのもとで、裁判長から裁判員等に対して記者会見への参加の協力を要請している。記者会見への参加者が少なくなってきたということであるが、もしそのようなことがあるとすれば、既にかかなりの数の記者会見が行われており、もう参加する必要はないと裁判員が感じているのかもしれないし、何かほかに事情があって出られないということなのかもしれない。
- 裁判員に対する記者会見への参加の要請は裁判員裁判が終了してから行っているのか。
- 評議が終わり判決までの間の時間を利用して説明していると聞いている。最終的には、裁判員裁判が終わってから裁判長が確認している。
- ◎ 裁判員は、新聞等によって記者会見のあることは事前に承知されていると思う。
- 今後の裁判員法の見直し作業でも記者会見での裁判員の発言は重要だと思うので、裁判所側から誘導して裁判員に参加してもらうということは無理かもしれないが、今後是非裁判員が記者会見に参加していただけるように配慮してもらいたい。

- ◎ 裁判員制度は新しい制度であり、国民の方々にとってどの程度の負担になっているかなども注目されているので、裁判員裁判を経験した方々には、都合のつく限り是非記者会見に参加していただきたいと考えている。また、守秘義務の問題もあるので、どの事件の裁判員であったかが分からないという段階になって裁判員経験者の座談会が行われるということも必要であろう。
- 記者会見では守秘義務が問題となるようなやりとりはあるのか。
- ◎ 当庁では記者会見で守秘義務が問題となった事例はないようである。
- どの庁かは分からないが、裁判所側が守秘義務を理由に記者会見で裁判員の発言を遮った事例も報道されているようである。
- 一般の方が裁判員裁判を傍聴することは、新聞報道や記者会見を見聞きするのとは違った、生の裁判の状況を見てもらうという大きな意味があると思われるので、できるだけ一般の方が裁判員裁判を傍聴できるようにする工夫が必要ではないか。
- ◎ 裁判員裁判が行われるようになった当初は傍聴希望者が大変多く、抽選の倍率も高かったが、最近はかなり確率で傍聴できるようである。そのうちには一般の方々にも自由に傍聴していただけるようになると思う。
- 理由を示さない不選任について、裁判官等から何か課題が示されたということはないのか。外から検証するための材料がない。
- ◎ 裁判員裁判のアンケートがある程度まとまった段階で、裁判所の把握しているものについては公表されることになると思う。
- 本日配布した資料の2-2の3ページの表6「選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳」には、理由なし不選任となった裁判員候補者の総数が掲載されている。
- 東京地裁では選任手続の終了後、引き続き公判審理を行っているが、選任手続期日と公判期日とは分けたほうがよいのではないか。候補者の段階で3日間の休暇を取らなければならないというのは酷である。
- ◎ 全国でも選任手続期日の翌日に公判審理を実施した庁もあるし、金曜日に選任手続を実施し、月曜日から公判審理をした庁もあるが、そのどれがよいかについては、地域の事情によるものもあり、今のところまだ何とも言えない。今後の検討課題となろう。
- 最高裁判所でアンケートを実施しているということだが、しかるべきときに東京地裁についてのアンケートのまとめも見せてもらいたい。選任手続期日の指定の在り方などについて

意見が出てくるのではないか。

- 裁判員候補者からの辞任の申立てを認める基準はどのようなものになっているのか。どのような仕事の人がどのような理由で認められたということは分かるか。
- アンケートでは法律、政令のどの条文による辞退であるかの統計は出てくるが、個別具体的な辞退理由は出てこない。
- アンケートを見ると評議については裁判員の方々は絶賛しているようであるが、ガイドラインのようなものはあるのか。
- ◎ 模擬裁判を積み重ね、協力していただいた方から感想や意見を聴き、審理の分かりやすさや評議での意見の言いやすさなどについて法曹三者で検討を重ねてきたことが大きいのではないか。
- アンケートだけでは分からないところもあるので、裁判員経験者数人に地裁委員会に出でいて、その場で直接意見を伺うことはできないか。そこで東京地裁特有の問題も出てくるかもしれない。
- ◎ 個々の裁判員が何の裁判に関わったかが分からないという状況になれば、そのようなことも考えられるかもしれない。
- 将来、裁判員がどの事件を担当したかが分からないようになればということであったが、そのときに裁判員経験者と連絡を取ることはできるのか。検察審査協会のように、裁判員経験者の方々の集まりができるよう裁判所から働きかけることはできないか。
- ◎ 自発的にそのような会ができればよいと思うが、官側から声を掛けるということについては議論のあるところだと思う。
- 後で裁判員経験者と接触するということを想定するなら、後日声を掛けて良いかを聞く書式を作成して、最初から裁判員に配布しておいたほうがよいのではないか。
- 裁判員経験者に後から連絡を取ろうとすれば、当人は裁判は終わったはずなのにとということにもなる。かといってホームページで募集というのもどうかと思う。

3 東京地方裁判所における民事通常訴訟の動向について

続いて、荒井委員（東京地方裁判所民事部所長代行者）より、東京地方裁判所における民事通常訴訟の動向、特に過払金返還請求訴訟について概要以下のとおり説明がなされた。

(1) 民事通常事件の動向について

東京地方裁判所の民事部は全部で50カ部あり、そのうち行政、労働、知財、執行、商

事、建築、医療等のいわゆる特殊事件を除くいわゆる一般民事事件を担当するのは34カ部であるが、東京地方裁判所の第一審通常事件の過去10年の動向を見ると、平成18年までは大きな変動はなく、3万件を越えることもなかったが、その後事件数が増加し、平成19年には3万件を越え、平成20年には3万6000件近くに上り、平成21年は4万5000件に迫る件数となったほか（ただし、平成21年については10月までの件数に12/10を乗じた数）、平成21年7月の1か月間の件数は4400件近くに上った。

このような事件数の大幅な増加の要因として過払金返還請求訴訟の急増が考えられるが、過去10年の過払金返還請求訴訟の動向を見ると、平成14年に1000件程度の件数であったのが、その後、年約500件ほど増加し、平成16年以降は事件数が急激に伸び始め、平成21年の事件数は2万件を越え（ただし、平成21年については10月までの件数に12/10を乗じた数）、全体に占める過払金返還請求訴訟の割合も急増し、平成21年は約46%となっている。

(2) 過払金返還請求訴訟が急増した背景について

利息制限法が定める制限利息（元本の金額に応じ15%、18%、20%）を超える部分の利息は無効であり、それを超過する利息を支払った場合には、その超過した分は元本に充当され、それで元本が完済されれば、さらにそれを超えて支払った金額は不当利得として貸金業者に返還を請求できることになる。しかし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）は、貸金業者が29.2%を越える金利を課した場合には刑事罰を定めていた一方で、貸金業法では、利息制限法に定める金利を超えるが、出資法に定める金利を超えない金利（いわゆるグレーゾーン金利）の利息について約定し、その利息が任意に支払われた場合には、一定の要件を備えれば利息制限法を越える部分の利息の支払いは有効とみなすと定められていたことから（いわゆるみなし弁済、貸金業法43条）、貸金業者は、出資法に触れない限度で上限に近い金利で貸付けを行い、貸金業者から借金をした者の多くは、長期間にわたりその利息を支払うこととなった。

これに対し、最高裁判所は、見なし弁済の要件を厳格に解釈する判決を次々に出して、見なし弁済が有効となる範囲を狭めていき、平成18年1月の判決では、貸付けの際に期限の利益喪失特約を付けた場合には、借り受けた者に超過利息を支払うことを強制することになるから任意性を欠くとして、超過分の利息の任意の支払いはほとんど認められないようにした。その結果、従前の利息制限法の定める金利を超過する部分の利息の支払いはほとんどが無効となり、既に支払われた超過利息に関して不当利得返還請求が可能となっ

たことから、多数の過払金返還請求訴訟が提起されるようになった。

(3) 過払金返還請求訴訟の流れ

過払金返還請求訴訟では、まず貸金と返済の取引履歴を明らかにし、利息制限法に引き直して利息を計算して過払金額を確定し、貸金業者に対し過払金の返還を命じる判決が出されることになる。

(4) 過払金返還請求訴訟に係る法律問題

貸金業者には(3)の取引履歴を開示する義務があるか、過払金返還債務について年何%の利息が付くのか、時効の起算点はいつかなどの問題があるが、ほとんどは最高裁判例により解決されてきている。

(5) 実際の裁判の進行

裁判官によって異なるが、概ね当事者間の話し合いによる取下げが5割程度、裁判官が入る和解が3割程度、判決が2割程度であり、ほかの訴訟事件に比べると裁判官の負担は小さい。

(6) 近年の特徴

原告数十人、被告四、五社といった組み合わせで、実質的には数十の訴訟に相当するものが一件の訴訟事件として提起される場合があり、その背景には、過払金返還請求訴訟事件を専門に扱う法律事務所の存在があるとみられるが、このような事件では、すべてを取下げや和解で終えることは難しく、何人かは判決まで行くことになり、結果的に判決により終局する事件が増えている。

また、その中には東京地方裁判所に管轄のない事件（原告の住所、業者の本店両方とも東京地方裁判所の管轄地域に存在しないもの。）が含まれている場合があるが、被告が応訴すれば応訴管轄が生じるので、結果的には東京地裁で審理していた。

最近では、過払金返還請求が貸金業者の経営を圧迫しているようであり、貸金業者の状況が厳しくなる前であれば訴訟外での話し合いで解決し、訴訟提起にまで至らなかったような事案について、貸金業者側から原告に訴訟を起こすよう促したり、訴訟になっても、取下げや和解が困難で判決で終わるものが多くなり、また、管轄のないの事件については、貸金業者が応訴せずに移送申立てをする場合も増えてきている。

なお、平成18年に貸金業法が改正され、出資法による規制金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が廃止され、借受人の返済能力の調査の義務付け及び年収の1/3を越える貸出しの禁止が定められたこと（ただし、グレーゾーン金利の廃止については1

1月24日現在施行されていないが、来年6月までには施行されることとされている。)により、過払金返還請求訴訟はいずれなくなっていくと考えられるが、当初の予測に反して本年になっても事件増加が続いており、今後、事件数の動向がどのようになっていくかはなお不透明である。

以上の説明に引き続いて、委員らの概要以下のような意見交換が行われた。

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

- 民事通常事件も非常に増えているので、東京地裁については、裁判官を大幅に増やし、建物を増やすことが必要なのではないか。
- 本年春には民事通常訴訟担当裁判官を内部からのシフトも含め12名を増員して一人一人の負担を軽減した。今後については、事件数の動向も見ながら検討することが必要と思われる。
- 臨時に過払金返還請求訴訟の専門部をつくれば定型的な処理も可能になるのではないか。
- 過払金返還請求訴訟は、今後減少していくのではないかという見方もあり、また、他の通常事件と比較して負担の少ないこの種の事件だけを専門に処理する裁判官を置くと、裁判官の志気にもかかわるため、今のところそのようなことは想定していない。
- 東京簡易裁判所では民事事件の動向はどのようになっているのか。
- 東京簡易裁判所でも、地裁と同じく過払金返還請求訴訟が増えており、平成20年度の全体の事件数は13万件に上るが、全体の約7割が貸金業者からの貸金返還請求事件、その他の事件が3割であり、そのうちの約半数が過払金返還請求訴訟である。東京簡易裁判所では、過払金返還請求訴訟について調停制度を活用しており、話し合いで事件を解決する試みをしている。
- 過払金返還請求訴訟の急増以外に民事事件の特徴はあるのか。
- 労働審判事件の増加などもあるが、本日は通常民事事件についてのお話をさせていただいた。過払金返還請求訴訟以外の民事通常事件については大きな動きはないようである。
- ◎ 過払金返還請求訴訟の増加以外の民事事件の特徴については、次回にまとめて話をさせていただきたいと思う。
- 民事通常事件は平成17年には減少しているようだが、ADRや景気が影響しているのか。
- 過去十年を見ると平成17年は確かに一番少ない件数であるが、概ね2万5000件から3万件の範囲に近いところで収まっている。

- ADRの利用状況については、裁判の迅速性とも関係があるのではないかと。従前に比較すれば改善されていると思うが、実際の裁判の審理期間はどうなっているのか。
- ◎ 裁判の迅速化に関する法律が定められ、最高裁判所で検証結果の報告書がまとめられている。東京地裁の状況について報告させてもらうことも検討したい。
- 民事的な紛争解決の場の一つとして裁判所を見ており、裁判の迅速性、ADRといったものに関心があるが、委員によって関心の所在は千差万別なので、部会を置くなど、委員会の進め方についても議論してはどうか。
- 地裁委員会の席では話すことが難しいが、部会であれば話し合いができるのではないかと。と思う。
- ◎ 部会制も一つの選択かもしれないが、進め方を議論するためだけに委員の方々に集まっていたら、それだけに時間を費やすのもどうかと考えている。部会となると民事、刑事の大きく二つに分かれると思うが、委員はどちらかに所属するかとか、両方所属したいという場合はどうするかといった問題がある。全体会と部会の関係も考えないといけな。公開の問題もある。テーマが何かによろと思うが、簡単には決まらない問題が多いので、事務局でも検討したい。

第7 次回のテーマ等について

- 1 次回は、引き続き最近の民事事件の動向や課題をテーマとすることとされた。
- 2 次回の開催期日については、日程を調整の上、追って定めることとされた（その後、次回委員会は平成22年4月13日に開催されることが決まった。）。

以 上